

宇佐市ＬＥＤ防犯灯設置等事業補助金交付要綱

令和6年11月12日

宇佐市告示第343号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇佐市安全安心まちづくり条例(平成17年宇佐市条例第168号)第4条第1項第2号に基づき、安全で安心なまちづくりを推進するため、自治区が行うＬＥＤ防犯灯の設置や取替えに要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、宇佐市補助金等交付規則(平成17年宇佐市規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、ＬＥＤ防犯灯とは、一般的に公道とみなされる道路(個人所有を除く)において、電柱その他支柱の類に防犯を目的として設置されたＬＥＤを光源とした照明灯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、自治区とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助の制限)

第5条 同一自治区に対する補助は、別表に掲げる補助対象経費につき当該年度中に1回を限度とする。ただし、故障したＬＥＤ防犯灯の取替えに対する補助は、この限りでない。

2 前項に規定の補助は、当該年度中、総額10万円以内とする。

(補助金等の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治区は、宇佐市ＬＥＤ防犯灯設置等事業補助金交付申請書(様式第1号)に下記の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、これを審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、宇佐市ＬＥＤ防犯灯設置等事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該自治区に通知するものとする。

(完了報告)

第8条 補助金交付決定の通知を受けた自治区は、事業が完了したときは、遅滞なく宇佐市ＬＥＤ防犯灯設置等事業完了報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 完成写真
- (3) 領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付を請求しようとする自治区は、宇佐市ＬＥＤ防犯灯設置等事業補助金請求書

(様式第 5 号) を市長に提出しなければならない。

(設置や取替え後の維持管理等)

第 10 条 LED 防犯灯の設置や取替えを行った後の維持管理及び当該維持管理に係る費用（電気料金を含む）の負担は、自治区が行うものとする。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和 7 年度の予算に係る補助金から適用する。

(宇佐市安全安心まちづくり事業補助金交付要綱の廃止)

2 宇佐市安全安心まちづくり事業補助金交付要綱（平成 24 年宇佐市告示第 50 号）は令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。ただし、令和 7 年 3 月 31 日までに交付決定された補助金については、なお従前の例による。

(見直し)

3 この告示の施行後 3 年ごとに、この補助金のあり方、必要性等について必要な見直しを行うものとする。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
ＬＥＤ防犯灯の新規設置	設置する防犯灯１基につき、当該経費の２分の１以内（１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額で１５，０００円を上限とする。）
従来防犯灯（蛍光灯等）からＬＥＤ防犯灯への取替え	取替える防犯灯１基につき、当該経費の２分の１以内（１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額で１５，０００円を上限とする。）
故障したＬＥＤ防犯灯の取替え （「宇佐市安心安全みまもり灯設置要綱」に基づき設置したＬＥＤ防犯灯を除く）	取替える防犯灯１基につき、当該経費の２分の１以内（１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額で１０，０００円を上限とする。）